

## 高齢者施設の種類 公共型 ①：入所対象 **要介護1**以上

名称 / 入所対象	概要
<p>◆特別養護老人ホーム (通称：特養)</p> <p>◆原則 <b>65歳以上</b>かつ、<b>要介護3～5</b>の方。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護高齢者のための、生活施設。</li> <li>・主な設置主体…地方公共団体、社会福祉法人。</li> </ul> <p>食事・入浴・排せつ介助などの身体介護、清掃・洗濯といった日常生活の支援や、リハビリなどの介護サービスを受けられる。有料老人ホーム等の様に入所金が無く、比較的安い費用負担で長期入所できるため、待機者(数ヶ月～場所によっては数年)が多い。入居は申し込み順でなく、要介護度や家庭状況なども踏まえた、必要度が点数化され、緊急度の高い方から優先入居となる。</p> <p style="color: green;">お看取り：施設により、可能な場合も有る。</p>
<p>◆介護老人保健施設 (通称：老健)</p> <p>◆退院後の自宅生活が難しくリハビリを要する、原則 <b>65歳以上</b>かつ、<b>要介護1～5</b>の方。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護高齢者にリハビリ等を提供し、在宅復帰を目指す施設。</li> <li>・主な設置主体…地方公共団体、医療法人。</li> </ul> <p>医師管理の下、看護・介護などのケアサービス、作業療法士や理学療法士等によるリハビリ、栄養管理・食事・入浴・排泄などの身体介護が提供される。</p> <p style="color: orange;">入居期間は原則、3～6ヶ月。</p> <p>入退所判定で入居延長出来たとしても、半年～1年程のケースが多く、長期入所は基本的に出来ない。</p> <p style="color: green;">お看取り：施設により、可能な場合も有る。</p>
<p>◆療養病床 (介護療養型医療施設)</p> <p>◆医療措置が必要な、原則 <b>65歳以上</b>かつ、<b>要介護1～5</b>の方。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療が必要な要介護高齢者のための、長期療養施設。</li> <li>・主な設置主体…地方公共団体、医療法人。</li> </ul> <p>治療終了後の回復期や、自宅療養も急性期治療病院への入院も難しい等、長期的な療養・介護が必要な方を対象とする。</p> <p style="color: blue;">介護保険適用の「介護療養型病床(介護型)※廃止の方向性。」と、医療保険適用の「医療療養型病床(医療型)」とが有り、</p> <p>食事・入浴・排泄などの身体介護、医師・看護師による医療的管理、理学療法士などによるリハビリテーションなどが提供される。</p> <p>入居者100名に対し医師3名が配置され、介護施設の中で最も手厚い、医療サービスが受けられる。</p> <p style="color: blue;">【注】入院時は、療養病床へ以下の手続きが必要(介護型・医療型共に) 《申請 → 面談 → 診療情報提供書の提出 → 入院判定会 → 結果。》</p> <p style="color: green;">お看取り：対応有り。</p>
<p>《注》「<u>介護療養型病床(介護保険適用の療養型医療施設)</u>」の廃止について。</p> <p>2017年度までに「介護療養型病床」を全廃する方針を、厚生労働省が打ち出したが、医療・介護双方のサービスを要する高齢者の増加等によって、2014年8月には方針を転換。改めて、2018年に「介護療養型病床」の制度を廃止し、「新型老健」(通常の老健より、医療面を充実させる見込み)という新たな種類の介護施設へ転換する事を、予定している。</p>	